

理

編集発行人 代表社員・税理士 北村喜久則 代表社員・税理士 行 政 書 士 北 村 秀

顧問税理士

神田福男・月岡直樹 星野 慎・鷲見守夫

事務所 〒336-0022 さいたま市南区白幡4-1-19 TSKビル5F

TEL 048 (866) 9734 (%) FAX 048 (866) 8591 http://www.yamatotax.com mail tax@yamatotax.or.jp

#### (長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日 22日・秋分の日 23日・振替休日

日	٠	8	22
月		9	23
火	٠	10	24
水	۰	11	25
木	۰	12	26
金	٠	13	27
土	•	14	28
日	1	15	29
月	2	16	30
月火	<i>2 3</i>	16 17	30
	_		
火	3	17	٠
火水	3 4	17 18	

#### 9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税/7月決算法人の確定申告(法 人税・消費税等) 9月30日

国 税/1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税/10月、1月、4月決算法人 の消費税等の中間申告(年 3回の場合) 9月30日



#### ワンポイント 代表取締役等住所非表示措置

登記事項証明書等における会社の代表取締役等の住所表示を、 市区町村までとすることができる措置。プライバシー保護のため 令和6年10月から開始します。設立登記の際などに手続きが行え ますが、登記情報で代表者の住所を証明できず、金融機関の融資 等で不都合が生じる可能性があり、慎重な検討が必要です。

### 令和6年度税制改正

## ~交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引上げ~

ら 次飲食費が飲食費 除かれます。 一以人後 人当たり5千円以下後に開始する事業年 また、 交際費等か

され が令の 1和9年3月31日まで適用期限 1損金不算入制度については、 なお今回の改正で、交際費等 いが変わりましたので令和6年度税制改工父際費等のうち飲食典 損金 不算 入制 gなお今回の改正 た内容につ て取り上 交際費 で 正 で げ改取つ ま正りい

# 交際費等とは

**是きされ** 

ました。

費等に含まれます。 る待 等とい ために などの名目 関 います。 支出する費用 係 0) 意先 ある者に であっても、 あっても、交際接待費や機密 P 仕 を、 などをす 対して接 先など 交際

一方、【表1】に示すように、



# 飲 食費の 特

を を適用するためには、質が交際費等から除か一人当たり5千円以 いれる規立以下の飲食 定食

- ・ 飲食等のあった年月日・ 飲食等の金額や飲食店名、 参加者数 ・ 飲食等の金額や飲食店名、住所など
- ることを 名
- 要があた 要があた が記載 が記載された書類を保左明らかにする必要事項・ その他飲食費である からは、 ります。 かれ 待等 自 **寺のために支出する** 目社の役員や従業員 す。なお、この飲食 た書類を保存する必 ます 参加者全員の (以下同)。 項 氏

#### 和 6 年 -度税制 改 正

き上げられたき上げられた。 等 が、一つから除っ 6 一人当たり5千四の年度税制改正で、 ました。 一たり1万 円以 ス 下に引 の 金額 、 交際

# 交際費等の損金不算

て適用されます。日以後に支出する飲

食費に 6 年

つ 月 1

は、

令和

4

本金 ついて、交際費等の損金不算入 本金又は出 が1億円以下の生金又は出資金(以下 法 下 人に資

等から除外する経理処理は、認 この規定は、一人当たりの金 額が5千円以下の費用それ自体 が対象となりますので、一人当 たり5千円を超える飲食費について、その飲食費のうち5千円と超える部分だけを交際費等に し、5千円以下の部分を交際費等に し、5千円以下の部分を交際費等に 部 会長 社 参加 が多 他 10 名」などの 記載であ 吻合や参

金預ー法金法 合そ円(令際の事を金銭が入る計の)金銭を 参不は金損 - 法金法 昭質、が全接人が人 し理式法は、たちのに、 ① る額 飲事業 こは、 た方のに ま照算 0 万 入支1不待は1のお額事を和 金式場よれ 50 支円 不算的 1 のことでは、第一年 2 のことでは、第一日 2 のことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことを へ額になりまれてなりまれています。 100%子は、前記②「は、前記②「ない食費ののほ母を 100億円超10%子は、前記②「ないないないでででである」。 100億円を 100円を 100回を 6 費の年で%出 額の合 って 人が交 出が次 に場は 年 は額度支 交際きい 交 よ合税異適際 4 をに出 際 一いお 、 費等 すれ 定飲月 りは抜な用費 交 費 行税金の 支出 世 す 等 人いい すの を 当まて い込額 ての り%支0法5 費 か 1 - 1 で、後 ま金で税い金 こたり 支等 接 年 0 。金出 、抜る額 غ 額 た 待 間 金 法はうますは で 税経経の 金 額 飲 8 損法資額費下資上 とす 額人1千たる 算込理理判 食 0 2 損 法 貿 観 貿 『 貝 エ 2 金 人 本 が 等 の 本 の 定経方方定 のが万円接交そ 0

#### 表1 交際費等から除かれる費用

内容	備考*1		
専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用 (取引先に対する接待、供応、慰安などのための旅行は、交際費等に該当)	福利厚生費		
飲食などのために要する費用*2で、支出金額が1人当たり5,000円以下のもの (得意先との旅行・観劇等の途中で行う飲食代は、飲食のみの接待ではないため旅行費用等に含まれて、その全額が交際費等に該当)	書類保存 要件あり	<b>→</b>	令和 6 年度税制改正で 基準額が 1 人当たり <b>1 万円以下</b> 引き上げられた
カレンダーや手帳などの物品を贈与するために 通常要する費用	広告宣伝費		
会議に関連して、茶菓や弁当などの飲食物を供 与するために通常要する費用	会議費		
出版物や放送番組を編集するために行われる座 談会など、記事の収集や放送のための取材に通 常要する費用	取材費		

- ※1 備考欄の勘定科目は、一般的に使用されるものを表記してあり、この科目の使用が強制されるものではありません。
- ※2 専らその法人の役員・従業員・これらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。

#### 表 2 交際費等の損金不算入額の計算方法

法人の区分	損金不算入額
中小法人 <sup>選</sup> (資本金 1 億円以下の法人)	次のいずれかの金額を選択することができる ① 支出交際費等-年800万円 ② 支出交際費等-接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金 100 億円以下の法人	支出交際費等-接待飲食費の 50%
中小法人以外のうち 資本金 100 億円超の法人	支出交際費等

注 資本金5億円以上の法人の100%子法人等は、①は適用できません。

#### <当事務所の業務内容>

- 計 (1) 会計システムのサポート(システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導) 1. 会 (2) 財務・金融面の指導(資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
- 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計 2. 税
- 3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
- 4. 経営支援 会社設立、各種規程(就業規則等)の作成、管理会計指導(継続 MAS)
- 弁護士(峰岸)、司法書士(森崎)、社会保険労務士(戸田)、土地家屋調査士(片岡)、 不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
- 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、 あいおいニッセイ同和損保



※ 資格者 税理士7名(顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、 税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、 生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

れ益則金を評や て 更方い 生手続 会社 ま 規 定 きの 更生 よる 特例 法 节 等に 金 価 融 関 替 機 関 え す

産 の 評 価

価資評評まの得 を 評 額のし価を計した替 す。 を産 価価 超の替 ょ 民 替 画 えに ただ 算入 算日 えに え時 る 事 え 入さ る金 偛 上の 可 Ĺ [を超 よる することに 属 つ 価の 生 該 そ 決定が 額 す い替 当す ま えるとき 帳 の る え 0 て つ 簿 ħ 評事 はな 規 ż 価額 価益 業工 L١ 5 定に あ 場 7 Ō なっ る合で たこと 規定 ù がそ なって 度価 よる 定  $\mathcal{O}$ ものい金所えの

と額増価

わゆる

猫

額替

えを 資産

そ

帳簿 に

価 1) 資

o o

増

額

原た

金

 $\sigma$ 

額 7

に 所

算

な

いこととさ

し

得

 $\mathcal{O}$ 金

額

0

算

上

古 法

定

などの

資

麄 る

つ

7

が

所

有

じて

棚

#### 雑誌の年間購読料

法人が一定の契約に基づいて継続的に役 務の提供を受けるために支出した費用のう ち、その事業年度終了時にまだ提供を受け ていない役務に対応するものを、前払費用 といいます。

前払費用は、原則は支出したときに資産 計上し、役務の提供を受けたときに損金の 額に算入すべきものです。ただし法人が、 支払った日から1年以内に提供を受ける役 務に係るものを支払った場合は、支払った 額を継続して支払った日の属する事業年度 の経費として経理処理をしているときは、 その経理処理が認められ、損金の額に算入 することができます。これを短期前払費用 の特例といいます。

しかし、法人が1年分の雑誌購読料を支 払った場合には、短期前払費用の特例は適 用できません。なぜなら、雑誌の購読料は 役務の提供に係るものではなく、物品の購 入に係るものだからです。